別表 利用調整基準

認可保育施設の利用調整は、本表に基づき下記①~④のとおり行うものとする。

なお、認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)及び小規模保育事業をいう。

- ①保護者(父母またはそれに代わる者)が保育できない理由・状況に応じて、「(1)基本点数表」によりそれぞれの基本点数を設定する。2つ以上の事由があった場合、高い方の基本点数とする。
 - ただし、入所基準日が、出産予定日を基準として計算し、産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週に該当する場合、他の事由があっても「2.出産」の基本点数とする。
- ②「(2)調整点数表」により、該当する状況に応じて加点・減点を行い調整点数を設定する。
- ③上記①及び②で算出した基本点数と調整点数を合算し、合計点数の高い世帯から利用可能とする。
- ④同一点数で並んだ場合は、「(3)同一点数の場合の順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 基本点数表

	事 由	保護者が保育できない理由・状況	点 数
1	就労 (※1) (※2)	月の勤務時間が160時間以上で労働をしている (例:1日8時間 週5日勤務)	100
		月の勤務時間が120時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週5日勤務)	90
		月の勤務時間が96時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週4日勤務)	80
		月の勤務時間が80時間以上で労働をしている (例:1日5時間 週4日勤務)	70
		月の勤務時間が64時間以上で労働をしている (例:1日4時間 週4日勤務)	60
		月64時間以上居宅内で内職をしている	50
2	出産	出産前後[産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週の期間]である	50
		疾病等で入院または常時病臥、その他前述に相当する治療・安静を要する	100
3		重度の疾病等の状態で、常に安静を要する等、保育が常時困難である	70
		前2項目を除く程度の疾病等の状態で、保育が困難である	50
	障害	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳A~B1を有し、常時保育が困難である	100
4		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を有し、常時保育が困難である	80
		身体障害者手帳4~6級を有し、常時保育が困難である	60
5	介護 又は 看護	保護者の親族が、離床できない者・障害者(身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳A~B1)またはそれに類する程度の病人等であり、看護・介護や入院・通院・通所の付き添いで常時保育が困難である	90
		前項目に該当しない範囲で、保護者の親族が、病人や障害者の親族の看護・介護 や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難である	40
6	災害	震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	100
7	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	30
	就学 又は 職業訓練 (※2)	月160時間以上就学している	100
		月120時間以上就学している	90
8		月96時間以上就学している	80
		月80時間以上就学している	70
		月64時間以上就学している	60
9	育児休業中	育児休業中であり、入所後45日以内に復帰をしない場合	20
10	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等	100
11	市外(※3)	柏原市外に在住している	15
_			7

- (※1)就労の勤務時間は、実働時間と休憩時間を合計した時間とする。ただし、休憩時間は1日1時間以内とする。 育児休業中であって、入所後45日以内に復職される場合は、「1.就労」の基本点数とする。
- (※2)入所後45日以内に就労又は就学等をしない場合は、「7.求職」の基本点数とする。
- (※3)利用申込月中に転入予定であり、賃貸契約書等、転入を証明できる書類がある場合及び保護者が保育士の 資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等で就労(内定)している場合を除く。

(2)調整点数表

			点数
	保育の 代替手段	①18歳以上65歳未満の同居の親族の「就労証明書」、「現況届出書」等、保育ができないことを 証明する書類の提出がない場合	-8
A		②教育・保育給付認定を受けており、認定の有効期間内に一時保育サービスや認可外保育施設等を有償で月48時間以上利用することを証明する書類の提出がある場合ただし、下記項目に該当するごとに点数-3(I)月120時間未満の利用である(II)保護者が育児休業中である(II)申込日または利用希望日の直近3か月の利用を証明する書類の提出がない	9
D	世帯の状況	①ひとり親世帯	9
В		②生活保護世帯	5
	就労	①保護者のうち、どちらか1人が単身赴任をしている場合	9
		②就労内定	-9
		③保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、常勤または常勤に準ずる者として、月160時間以上就労(内定)している	50
		④保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、常勤または常勤に準ずる者として、月120時間以上就労(内定)している	40
С		⑤保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、月96時間 以上就労(内定)している	30
		⑥保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、月80時間 以上就労(内定)している	20
		⑦保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、月64時間以上就労(内定)している	10
		⑧保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市外の保育所等(※1)で就労(内定)している	5
D	疾病及び 障害(※ 2)	①保護者が重度の疾病・障害である	5
D		②保護者が前項に該当しない程度の疾病・障害である	3
Е		保護者が離床できない者、障害者(身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~2 級、療育手帳A~B1)の親族を介護・看護している	2
F	求職中	①求職活動状況を証明する書類の提出がある	2
1		②生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	5
G	就学	通信制大学・通信教育等、主に自宅で就学している場合	-10
	こども <i>の</i> 状況	①きょうだいが柏原市内の認可保育施設を利用している場合 上記きょうだいが複数いる場合、2人目以降は1人増加するごとに更に点数+1	6
		②3人以上同時に認可保育施設の申込みをしている場合	4
Н		③2人同時に認可保育施設の申込みをしている場合	3
		④未就学の多胎児を養育している場合	1
		⑥2歳クラスまでの市内認可保育施設の卒園予定児で、保育の継続を図る必要がある場合	2

- ※1 保育所等とは、「認可保育所」「認定こども園(保育部分)」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」 「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいう
- ※2 別表(1)の「3.疾病」「4.障害」の事由に該当する場合を除く
- ※3 別表(1)の「5.介護及び看護」の事由に該当する場合を除く

(3)同一点数の場合の順位表

区分	内 容
1	ひとり親世帯
2	きょうだいがすでに認可保育施設を利用している児童
3	養育している児童(小学生以下)が多い世帯
4	きょうだいとの月齢差が小さい児童
5	所得金額の低い世帯(※)
6	待機期間が長い児童

[※]保育料算定時の市町村民税所得割額(非課税の場合は収入)が少ない世帯 (市民税未申告等で税情報が確認できない場合は選考上、優先されない)